

鳥取県 SDGs 未来都市イメージ動画及びリーフレット制作業務 仕様書

1 委託業務名

鳥取県 SDGs 未来都市イメージ動画及びリーフレット制作業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的・内容

鳥取県（以下「本県」という。）の豊かな自然や人々の絆、コンパクトな地勢など本県の強みを印象付けるとともに、鳥取県 SDGs 未来都市計画に基づく県の取組及び、県内の企業や団体等の幅広いステークホルダーにおける SDGs の達成に向けた特徴的な取組をまとめた動画及びリーフレット等を制作する。（鳥取県 SDGs 未来都市計画は別添参照）

(1) SDGs 未来都市としての魅力向上及び認知獲得に向けた県内外向けの動画制作

(2) SDGs 未来都市としての PR 広報用リーフレット等の制作

3 業務の範囲

(1) SDGs 未来都市としての魅力向上及び認知獲得に向けた県内外向けの動画制作

ア 動画の内容

(ア) 本編動画 1本

a 本県の課題や目指す姿、本県の特徴的な施策など、未来都市計画の概要を伝えるとともに、県内の企業や団体等の先進的な取組を紹介する。

b 県内の企業等の活動の様子やメッセージなどを取材し、県全体でSDGsの実践が進んでいることを訴求すること。

c 総映像時間に上限は設けないが、セクションごとに再生できること。各セクションは2～3分程度を基本とする。

(イ) とっとり SDGs シーズン 2022 におけるクロージングイベント公開用動画（以下「イベント公開用動画」という。） 1本

a 鳥取県 SDGs 未来都市計画のコンセプトを踏まえたものとし、1～2分程度とする。

b 本動画を本編動画の一部として使用しても差し支えない。

イ 規格

(ア) 画角は16：9、画質はハイビジョンとすること。

(イ) 発注者が別途制作するポータルサイト「とっとり SDGs」の特設ページ（以下「特設ページ」という。）において、YouTube を介した公開を予定していることから、適切な形式とすること。

(ウ) 字幕を付けるなど、障がい者の情報アクセシビリティに配慮すること。

ウ その他

(ア) 制作に必要な取材については、取材先の選定も含めて、事前に発注者との協議を行うこと。本業務に使用する映像素材は、原則、受注者が撮影・調達するものとする。ただし一部、発注者から提供するものを使用して差し支えない。

(イ) 被写体の許諾を得るなど公開に必要な調整を行うこと。

(2) SDGs 未来都市としての PR 用リーフレット等の制作

ア リーフレットの内容

(ア) (1) で制作する動画と一体的なデザインとして作成すること。動画の内容と同等のものとするを基本とするが、動画に含まれない情報を掲載することは差し支えない。

(イ) 配布対象は、県民及び鳥取県にゆかりのある県外在住者を想定している。併せて、特設ページにおいてPDFデータを公開し自由に印刷可能とすること。

イ 規格

リーフレットの大きさや形態は問わないが、SDGs の理念を踏まえ、年齢や身体障がいの有無等に関係なく誰でも利用しやすいものとする。

ウ その他

(ア) 制作に必要な取材については、取材先の選定も含めて、事前に発注者との協議を行うこと。本業務に使用する映像素材は、原則、受注者が撮影・調達するものとする。ただし一部、発注者から提供するものを使用して差し支えない。

(イ) 被写体の許諾を得るなど公開に必要な調整を行うこと。

(3) その他上記に付随する業務

(1) 及び(2)の業務に付随する業務を、次に掲げる条件に留意して実施すること。

ア (1) 及び(2)の業務の実施に先立ち、その方向性やスケジュールについて記載した事業計画書(様式任意)をあらかじめ発注者に提出し、発注者との協議を行うこと。また、本業務の実施状況等について、発注者が報告を求めた場合には速やかに報告すること。

イ とっとりSDGsシーズン2022戦略的発信業務等公募型プロポーザル審査会からの附帯意見及び対応方針については事業実施に当たって必ず反映すること。また、企画提案書等において提案した内容については、必ず実施すること。

4 業務期間

契約締結日から令和5年3月17日まで

5 予算額(消費税及び地方消費税を含んだ金額)

金3,000,000円

6 対象経費

本業務に要する費用(以下「委託料」という。)の対象経費は、本業務の実施に直接必要となる経費(人件費、謝金、旅費、役務費、会議費、需用費、賃借料、委託費等)とする。

なお、備品購入など、受注者の財産取得となる経費は原則として認めない。

また、委託料の額は、受注者が特定非営利活動法人である場合を除き、原則として委託料上限額とし、業務完了後に経費を精算の上、確定することとする。

7 仕様等の変更

受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、発注者の承認を得ること。

8 再委託の禁止

(1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

(2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の契約金額が委託料上限額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

(3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

9 成果品の内容

(1) 完成した動画作品の動画データを記録したDVD 8枚(本編動画:4枚、イベント公開用動画:4枚)

※MP EG-4形式 4枚(本編動画:2枚、イベント公開用動画:2枚)、DVD形式 4枚(本編動画:2枚、イベント公開用動画:2枚)

※YouTubeに掲載可能な形式とすること。

※成果品データは納品後、内容を変更できるようにすること。(変更費用は別途)

納品日:本編動画は令和5年2月10日(金)、イベント公開用動画は令和4年12月9日(金)

- (2) リーフレットの原稿データを記録したDVD 2枚
リーフレット 300部
※編集可能な形式のデータを収録すること。
※成果品データは納品後、内容を変更できるようにすること。(変更費用は別途)
納品日：令和5年2月10日(金)

10 成果品の納品場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県令和新時代創造本部新時代・SDGs推進課

11 完了報告書及び検査

- (1) 受注者は本業務の完了後14日以内に、業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。
(2) 発注者は、(1)の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日までにその内容を検査し合格と認めたときは、委託料の額を確定し、受注者に通知しなければならない。

12 委託料の支払

- (1) 受注者は、11(2)の通知を受理した後、発注者に委託料を請求する。
(2) 発注者は、(1)に規定する正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払う。
(3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する支払期間に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

13 履行遅延による違約金

- (1) 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、本業務の履行が遅延した場合、違約金の支払を受注者に請求することができる。
(2) (1)の違約金は、遅延日数に応じ、委託料上限額から既完了部分(受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、鳥取県会計規則第120条の規定により計算した額とする。

14 業務の中止

発注者は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

15 追完請求権

- (1) 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物がこの仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
(2) (1)の規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
(3) (1)及び(2)の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

16 任意解除

- (1) 発注者は、17又は18の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
(2) 発注者は、(1)の規定によりこの契約を解除する場合、この契約解除の1月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

17 催告による解除

- (1) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
 - イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
 - ウ 正当な理由なく、15の履行の追完がなされないとき。
 - エ 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反したとき。
- (2) 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料上限額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

18 催告によらない解除

- (1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。
 - イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ウ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本業務の目的を達することができないとき。
 - エ アからウに掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が17(1)の催告をしても本業務の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - オ 受注者又はその代理人若しくは使用人が本業務に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (2) 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料上限額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、本業務及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

19 解除の制限

17(1)及び18(1)アからエまでの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、17及び18の規定によるこの契約の解除をすることができない。

20 賠償の予定

受注者が18(1)オに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料上限額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

21 本業務の実施にあたっての留意事項

- (1) 受注者は、本業務における成果物(中間成果物を含む。)について、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。また、本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない
- (2) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守しなければならない。
また、受注者は、8の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。
- (3) 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。
- (4) 本業務の経理を明確にするため、受注者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (5) 本業務に関連する書類・領収書等は契約締結後5年間保存すること。
- (6) 本業務の実施に当たり、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- (7) 受注者は、本業務を実施するに当たり、事故や運営上の課題等が発生した場合には、速やかに発注者に連絡すること。
- (8) その他、必要に応じて発注者と協議を行うこと。

22 権利の帰属

本業務により新たに制作した制作物(データ、ウェブサイト、イラスト、写真、文章、デザイン物、プログラム等)の著作権は(著作権法第21条から28条に定める全ての権利を含む。)発注者に譲渡するものとし、受注者は発注者の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。また、発注者はこれらの制作物を無償で自由に複製及び二次利用できるものとする。

(別記)

個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この調達による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この調達による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この調達による業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該調達による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この業務が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受注者は、この調達による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受注業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 受注者は、この調達による業務を処理するため県から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 受注者は、この調達による業務を処理するため県から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 受注者は、この調達による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等をき損し、及び滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受注者は、この調達による業務を処理するため県から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8 受注者は、この調達による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏えいし、き損し、及び滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受注者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。